

最近の是否認事例に見る

ロイヤルティの取得を巡る日中親子間税務リスク “傾向と対策”

グローバルスタンダード／日本企業の考え方と中国課税当局のスタンスの違いは何か？
「税務バランス」の崩れが日本側で惹起する問題とはいかなるものか？

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2016年 1月20日(水) 13:00~17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

《開催にあたって》

中国では2014年7月以降、国外関連者へのロイヤルティの支払いに対する徹底調査の実施や、OECD/G20のBEPS(税源侵食と利益移転)行動計画に係る提言を踏まえた監督管理を要請する税務通達が相次いで下達され、調査強化の傾向が続いています。対する日本側でも、中国子会社に対する支援内容と対価の相当性が問われる場面が目立つようになりました。本セミナーは、このような潮流を踏まえ、日本と中国のそれぞれで、課税当局からどのような指摘を受け得るか、実際にチャレンジを受けたとき、いかに対応すべきかがわかる、実践的な内容です。



講師 キャストコンサルティング(株) 税理士/元国税審判官 朴木直子氏

講師紹介 横浜国立大学国際経済法研究科修士課程修了後、北京語言学院(現北京語言大学)における短期中国語研修を経て、北京大学法学大学院進修生(非学位、中国政府奨学金受給)。北京中倫律師事務所(現中倫金通律師事務所)におけるエクスターンシップ、アンダーソン・毛利・友常法律事務所(東京)を経て現職。2011年7月から2014年7月まで 財務事務官 東京国税不服審判所 国税審判官 任官。著作に、『アジア投資からみた日本企業の課税』(共著、07年、中央経済社、文部科学省科研費助成)、『Q&A中国進出・取引の税務と法務』(共著、05年、新日本法規出版)等がある。

《申込書送付先》 FAX▶ 03-5215-0951 ※当会HPからもお申し込み頂けます。企業研究会Q 検索

受講料: 1名(税込・資料代含む) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	34,560円(本体価格 32,000円)	一般	37,800円(本体価格 35,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

151804-1010 (※) ロイヤルティの取得を巡る日中親子間税務リスク “傾向と対策”			
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 役 職		
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■参加要領: 申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申し込み頂けます。後日(開催日1週間前~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])
※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。
■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/川守田 E-mail: kawamorita@bri.or.jp
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

・プログラム・

1. 無形資産のライセンスと対価の回収に関する基本的な考え方

~なぜ今、中国でロイヤルティを巡る否認リスクが高まりをみせているのか~

- (1) 外-外取引の増加とロイヤルティの取得
- (2) 無形資産の移転に関する日本企業の一般的な考え方
- (3) 移転価格の問題
- (4) OECD 移転価格ガイドライン
- (5) 国連移転価格実務マニュアル
- (6) 寄附金課税との関係

2. 中国課税当局による徹底調査の実施

- (1) 関係法令の規定概要
- (2) 調査の対象とされ易いロイヤルティ取引事例
- (3) 機能・リスク限定型企業の取扱い
 - 1) 中国国内法令の規定
 - 2) OECD 移転価格ガイドラインにおける言及
 - 3) 赤字単一生産企業に対する移転価格調整
 - 4) 支払ロイヤルティの損金算入否認
- (4) 対策
 - 1) 取引単位営業利益法の選択と留意点
 - 2) 特殊要因分析
 - 3) 想定主張例

3. 日本課税当局が指摘する「簡易な移転価格」/出張者人件費

- (1) 日本側での調査
- (2) 契約評価についての見解の相違
 - 1) ノウハウライセンスか? 役務提供か?
 - 2) サービス・フィーと使用料の性質の違い
- (3) 「簡易な移転価格」
 - 1) “簡易TP”とは?
 - 2) 対策

※税理士ならびにコンサルティング業など、講師とご同業の専門家の方のお申し込みはお断りさせていただきます。

※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。